

インド仲裁の個人的体験

谷口 安平

(専修大学法科大学院
(社)日本仲裁人協会理事長)

1. はじめに

ある国の仲裁の実情を知るには万卷の書籍よりも一回の経験が真実を語るところがある。日本における国際商事仲裁の実情が1980年代にアメリカの弁護士が東京で体験した国際商事仲裁協会（JCAA、現在は日本商事仲裁協会と改称）の仲裁について書いた「用心せよ！日本の仲裁」というセンセーショナルな表題の論文で紹介され、日本で行われる国際商事仲裁の悪評が世界的に広まってしまった。曰く。事件が終わるまでに自分はサンフランシスコと東京を30回も往復しなければならなかった、手続の用語は全て日本語であるため英語の書類を日本語に翻訳するため莫大な費用がかかった、仲裁人は最初からしつこく和解を勧めた、外国の弁護士には代理人資格が認められない、100年前の仲裁法がそのまま使われている、等々。この論文は最初ローカルな法律雑誌に載ったのだが、注目を浴びたためか1991年に権威ある *Arbitration International* に掲載され世界的に読まれてしまった¹。仲裁協会は慌てて規則を改正することと

なり、私が責任者となって JCAA の新規則が 1993 年にできた。そこでは、集中審理をすべきこと、英語を仲裁の用語とできること、翻訳は不要であること、など規定されたが仲裁法改正や外国弁護士資格については規則では如何ともし難かった。しかし、その後の外弁法改正でこの障害は実質上取り除かれたし、² 2003 年には世界標準の新仲裁法も施行された。私は、この論文の著者であるレーガン弁護士ともその後親しくなり、彼も日本の仲裁が変わったことは認めてくれている。しかし、世界を巡ってしまった悪評は未だに払拭されていない。一旦書かれてしまうとその後長きにわたって方々で引用されてしまうからである。

私個人を含め仲裁協会や仲裁人協会の関係者は機会あるごとに今日の実情はすっかり変わったと宣伝している。イギリスの有力法律事務所の仲裁専門弁護士であるゴッドウィン氏が仲裁協会の英文広報誌 JCAA Newsletter の最近号に「レーガン神話は終焉を迎えた」との表題で今日の実情を書いてくれている。³ しかし、日本商事仲裁協会にもたらされる仲裁事件数は低迷しており、依然としてこの悪評と戦う日々が続いている。しかし、レーガン弁護士が書いたことには不正確なところも多いが、彼には感謝すべきである。改革のきっかけを与えてくれた功績は大きい。インドの仲裁について私が感じたことについては私の誤解も多いかもしれない、かなり以前のことになるので記憶が薄れているうえにその後の制度的変更もあったに違いない。それにも拘らず、レーガン氏のコメントと同様にある真実を衝いているとすれば幸いであるし、そのことを望みたい。

2. プロローグ

私がある東京の弁護士から電話で仲裁人となるよう依頼を受けたのは 1996 年であった。インドにおける工場建設に関する紛争で、日本の会社がインドの会社から仲裁を起こされたという事件である。仲裁機関はフィッキ (FICCI, インド商工会議所連合会) で、先ずそこで仲裁人となるためにはフィッキの名簿に登録しなければならないとのことで、履歴書等を送ってだいぶ経ってから仲裁人として正式に選任する旨の通知があった。このように仲裁人名簿に予め登録されていなければ仲裁人になれないとしている仲裁期間はあまりないが他の例として仲裁事件数世界一の中国 CIETAC (中国国際経済貿易仲裁委員会) がある。ところで、その後一貫して気付いたことであるが、フィッキから来る書面には解読不能な署名はあるが署名者の氏名がタイプされていないので、誰を名宛人として返信したらよいか判らず、FICCI 宛に返信しても応答がないため途方にくれたことがしばしばあった。その後、2000 年から WTO の上級委員となり同僚のインド人の委員にその話をしたら、インドでは手紙を書いても返事は来ない、電話をしてその人間を捕まえないといけない、というフランクな解説があり恐れ入った次第であった。しかし、その人間が誰か分からない場合はどうするのであろうか。

その後、何事も起こらなかったもので、どうなったのかと訝っていたら、2 年後くらいである

うか、いきなり書留便が来て、1週間後くらい後の日に審問をするからデリーに来るように、ということである。これには甚だ驚かされた。空白の2年くらいの間に手続がどう進んでいたのか全く知らさされていなかったからである。それにデリーに行くための旅費はどうなるのかについては何の説明もない。そこで、旅費はどうなるのか、とファックスで質問したら、このときばかりは直ぐ返事が来て、「貴方を選任した日本の当事者からもらってください」ということだったのでまたもびっくり。「他の仲裁機関の実務では当事者が納めた予納金から旅費などを支弁してくれることになっている。当事者から直接もらうなどというのは仲裁人の中立性・独立性から問題がある。」と返事したら、またもナシのつぶて。それから、どうなったのかも全然判らないし、手紙で問い合わせても例によって返事なし。思い余って最初私に頼んできた弁護士に電話してみたら、仲裁人の選任などでいろいろ揉めているとのことで、自分の方から出した書類のコピーなどを送ってくれ、若干様子が判ってきたのであった。

3. 当初の揉め事

だんだんと判ってきたところによると、この事件は最初から問題続きであったらしい。二つの問題があったようである。仲裁地の問題と仲裁機関の問題である。時間的にどちらが先に起こったのかは定かでないが、契約に盛り込まれた仲裁条項の書き方に問題があったと思われるので偶々手元に残っている契約書を見ると次のように書かれている。

この契約から生じた紛争は仲裁によって解決される。インドで仲裁が行われるときはインド商工会議所連合会（FICCI）の仲裁裁判所がその仲裁規則により、日本で行われるときは日本商事仲裁協会の規則による。

両当事者が仲裁地を指定しないか仲裁の申立ての後30日以内に仲裁地について合意できないときは、3名からなる合同委員会が仲裁地を決定する。委員の1名はFICCIの仲裁小委員会により、1名は日本商事仲裁協会により、議長は第三国から他の2委員により選ばれる。（以下省略）

まず起こった問題は、仲裁機関の選択であったようである。契約書には上記のようにインド商工会議所連合会 FICCI（フィッキ）の仲裁と書いてあるが、インド商工会議所連合には FICCI という仲裁機関と ICA（Indian Council of Arbitration）という仲裁機関があり、両者の事務所はともに FICCI の建物にあり、事務局長も同一人でスタッフも共通であり、かつ ICA の方が仲裁機関としては周知度が高いという事情があった。そこで、インド当事者は申立書を ICA に提出したようである。つまり契約にいう FICCI の仲裁裁判所とは ICA の仲裁だと思っただけなのである。しかし、これは別の仲裁機関だということでゴタゴタし、改めて FICCI に申

立書が出し直されたそうである。

もう一つの問題は仲裁地の決定であった。FICCI に対する仲裁申立てに対し、日本側はインドで仲裁する合意は存在しないとして合同委員会による仲裁地の決定を求め、仲裁地を日本にするよう試みたようである。そこで、日本商事仲裁協会（当時の日本語名は国際商事仲裁協会）と FICCI が協議することになり、日本仲裁協会はインド在住の日本商社代表者を、FICCI は元インド最高裁判事を選定し、インド在住のスイス人を議長として合同委員会が作られ、仲裁地をインド・デリーとする旨を決定した。この手続の根拠は、インド商工会議所連合会（FICCI）と当時の国際商事仲裁協会（会長・藤山愛一郎）との間で 1955 年 5 月 5 日に交わされた「日印合同貿易仲裁協定」である。これによると、日印間の貿易に従事する者に、仲裁をインドで行うときはインド商工会議所連合会の仲裁裁判所の規則に、日本で行うときは国際商事仲裁協会の規則によることを契約の中で定めるよう勧告するが、契約に仲裁地の合意がないときはインドの連合会から選ばれた委員 1 名、日本の仲裁協会から選ばれた委員 1 名、その両者から選ばれた第 3 国籍の委員（議長）による合同仲裁委員会が仲裁地を決定する、となっている。⁴この決定に対し日本側はこれを不当として裁判所に提訴して長く争ったようであるが、約 2 年を経て 2001 年に裁判所によって斥けられたようである。

このような経緯は仲裁合意の定め方が円滑な仲裁のために重要であることを示している。仲裁合意交渉の過程で仲裁地について合意ができないことはよくあることようであるが、安易に問題を先送りせず明確な定めをしておくことが必要であることを思い知らされる例である。

4. 仲裁人の忌避

次に起こっていた問題はインド側が選任した仲裁人、および第 3 仲裁人に対して日本側が提起した忌避申立てであった。インド側当事者が選任した仲裁人は申立会社の顧問弁護士のような人で中立性に欠けるとするのがその理由であった。そのため、その仲裁人は辞任した。代わって選ばれた人についても日本側は忌避を申立てたが、その間に第三仲裁人が FICCI によって選任されたようである。その方は元インド最高裁判所長官のバグワティ（P. N. Bhagwati）氏で当時国連人権委員会の委員長をしておられた著名人である。その選任は 2000 年に入る頃ではなかったかと思われる。私は 2000 年 6 月から WTO 上級委員となりしばしばジュネーブに出張することになった。その直後の頃から、バグワティ氏から事件の進行について通信があるようになっていたので、私がジュネーブにいるときに彼のアパートでお目にかかる約束ができた。バグワティ氏は当時 80 歳ということであったがお元気そのもので、忌避を起こされているインド側仲裁人は辞任すべきで自分からも辞任を勧告する、とおっしゃっていたのでこれで事件は無事進行を始めると安心したものであった。（余談ながら、その時いろいろお話を伺い、弟さんがアメリカのコロンビア大学の経済学の教授だと判ったが、その後このバグワ

ーティ (Jagdish Bhagwati) 教授は私と同年の極めて著名な国際経済学者であり、とくに WTO の経済効果などの研究で有名であることを知った。そして、実際に WTO 関係の国際会議等で同教授にお目にかかる機会が何度かあり、お兄様にお目にかかったことがあるというのが話しの入り口として大いに役立った。

ところが、その後またしても一向に音沙汰がない。だいぶ経って判ったことは、日本側はそのバグワティ氏に対しても忌避の申立てを行い最高裁まで争って、インド最高裁は遂に元長官の忌避を認めたのであった。理由は、仲裁法によると国際仲裁における第3仲裁人はできる限り第三国から選ばなければならないとなっているのに安易にインド人を選んだ、ということであったらしい。その決定をした最高裁は仲裁法の規定に従い長官が自らインド系マレーシア人の弁護士を第3仲裁人に選任したのであった。また、その間に問題になっていたインド側の仲裁人は辞任し、代わってインド仲裁法について大著のある高齢で著名な長老弁護士を選び、この方については日本側も最終的には忌避を申立てることなく落ち着いた。ここに至ってやっと新チェアマンのもとで手続が軌道に乗ったのであった。2002年頃のことである。

5. 事件の審理

こうして新チェアマンのもとで改めて主張書面の交換が行われ、最初のヒアリングがデリーで行われたのが確か、2003年の4月のことであったと思う。仲裁人を引き受けてから実に6年経っていたのである。その後暑い夏の時期を避けつつ数回デリーに出かけた。WTOの仕事と並行していたので、時には日本からジュネーブへの途中に、或いはジュネーブからの帰りに途中下車の形でデリーに数日滞在して弁論を聴き、証人尋問を行った。このような時は旅費がWTOから出ているので当事者にはホテル代だけを負担させたことになる。時にはジュネーブからデリーに往復することもあり、東京から往復することもあった。

事件の内容の詳細には立入らないが、被申立人は反対請求を立て、両当事者とも責任問題から金額の問題に至るまで徹底的に争う姿勢を見せ、インド人、日本人の証人が次々と証言し、厳しい反対尋問がなされた。日本側の主代理人はオーストラリア人弁護士で日本の法律事務所コンサルタントの資格で在籍する方であったが、インドでは仲裁における代理資格に制限はないので問題はなかった。現地の弁護士も補助的な形で終始出席していた。また日本語が極めて達者なインド人の女性が日本側チームに加わっており、日本人証人などの世話や通訳をしていたようである。インド側の代理人は弁護士である息子さんと共同で出席した。膨大な技術的証拠書類や証人の陳述書が提出され、私が東京とジュネーブの2重生活であったため、一式記録を両方に届けてもらった。このようなことはインドの法律事務所は非常に慣れている感じで、ヒアリングには事務所の職員とおぼしき人が何人か詰めていて書類の運搬などをしてくれた。書類の整え方などはロンドンのソリシター事務所と大変似ていると思った。また、審問の

途中には FICCI が紅茶のサービスをしてくれ昼食もインド料理のフルコースが別室で提供された。ホテルの予約等も FICCI が落ち度なくしてくれ、空港送迎つきでニューデリーの一流ホテルで快適に宿泊することができた。それ以前に個人でインドへ旅行したときに経験したいろいろな煩わしさは一切なかったのは助かった。ホテルから FICCI の審問室への往復もインドの仲裁人の方が運転手付の自家用車で送迎して下さった。

日本人の証人も多数証言したので通訳が必要であった。またヒンディ語での証言は英訳が必要であった。FICCI が日本語の通訳として提供した人はデリー大学で日本語を専攻しているという触れ込みであったが全く不適格で、間違いだらけであった。そのとき、日本チームの日本語の堪能な女性が口を挟むと、インド側代理人が「お前は黙っておれ」と一喝したのが印象に残っている。しかし、通訳が不正確なのは明らかなので、私がこれを訂正したのには異議は出されなかった。結局その後は私が仲裁人兼通訳になってしまった。もっと有能な通訳を探すよう FICCI に要請し、その後は少しマシではあったが、私の通訳としての出番はしばしばあった。日本側の設計に基づいて建てた工場がちゃんと動かないというのが紛争の発端であるが、その原因に不意の停電の主張があった。停電の有無やその長さについて証人尋問が行われている最中に審問室で停電があつて真っ暗になり一同大笑いとなった。かなり経過してやっと回復したが、首都デリーの中心部にある FICCI の建物でもそうであるから、地方に建てられた工場ではさもありなんとの心証を得たことであった。

証拠調べでは伝統的コモンローの立証手続がフルに行われた感がある。もう少し省略して迅速に行えた部分もあったと思われるでもないが、双方が徹底的に対立して争う場合には、あのようにならざると得ない、ということであろう。チェアマンは練達の仲裁専門弁護士であり要所的確な判断を下して手続を進めた。彼はその後当時所属していたクアラランプールの大きな法律事務所を離れて自分の仲裁人事務所を設立したということである。欧米ではこのような仲裁専門弁護士がかなり見られる。

6. 事件の終わり

結局証拠調べを終えたのは 2004 年の 2 月であった。かなり時間がかかったことになるが、夏季にデリーに行くのは避けたのと、主として私のジュネーブの予定との調整がかなり困難であったことによる。結局、仲裁人の中で仲裁判断起草の段取りについて相談に入ったが、この段階になって、インドの仲裁人から仲裁人報酬支払いについての不安が述べられた。仲裁判断書を当事者に渡してしまうと、敗訴した当事者は直ちに裁判所へ仲裁人報酬支払いの差止めを求めて提訴し、我々の報酬が支払われなくなる惧れがあるので、仲裁判断書を FICCI に渡すのと引換えに FICCI から報酬をもらわねばならない、というのである。この議論は私もよく理解できず我々は仕事を終わっているのだからそんな差止めは認められる訳ないでしょう、と

言ったところ、インド仲裁法の大家である彼は、「インドではどんな事も起こり得る」と断言したので、なるほどと思った次第であった。

この事件における当事者間の対立と不信感は根強く到底和解ができる雰囲気ではなかった。もっとも、証人として出廷したインドと日本の技術者らは互いに対立する証言をした後仲良く談笑している風であったので話しかけてみたところ、喧嘩をしているのは会社で我々は友人だ、という回答であった。インドに限ったことではないが、法律的に仕立て上げられた紛争と現実の紛争の実体とはかなりの隔たりがあるのかも知れない。

仲裁判断の原案は国際仲裁の慣例にならいチェアマンが起案してくれることとなった。そのために、最終主張書面が両当事者から提出されるのを待ったうえ、起案のためかなりの期間を予定することとなった。仲裁におけるチェアマンの責任は大きい。手続の進行を主導しなければならないだけでなく、仲裁判断の原案を起案しなければならないからである。そのような規則があるわけではないが、いずれかの当事者選定仲裁人が原案を起案するときはどうしてもバイアスが入りやすいのでよほどチェアマンがしっかりしていないとそれに引きずられてしまう。双方の当事者選定仲裁人がそれぞれ原案を作ることもあり得るが結局はチェアマンが対立点については決断しなければならないので、最初からチェアマンの起案をもとにして合議で詰める方が能率的である。このような事情からチェアマンが起案するという慣行が国際商事仲裁の世界では概ね確立している。従って、チェアマンは格段に大きな時間とエネルギーを費やさねばならないので報酬額も大きくて当然である。ICCではチェアマン4、当事者選定仲裁人各3、の割合で報酬を分配することになっているのは合理性がある。費やした時間によって各自の報酬を決める場合（例えば日本商事仲裁協会）も通常はチェアマンが一番多くの時間を使うので報酬額も多くなるのが普通であろうが、時間は申告制になっているので、場合によるとチェアマンより当事者選定仲裁人が多くの時間を申告することもあるようである。FICCIではFICCIが定める総報酬額を3名の仲裁人に等分するというルールになっており、これは上記の事情からして正当でなく、チェアマンがより多くの報酬をもらうべきであると、インド側仲裁人とともに説得したが、チェアマンはルールには従うと言って応じてくれなかった。

この事件では、チェアマンが起案を他の仲裁人に配布したうえで翌2005年3月に仲裁人3名が再びデリーに会合して確定稿を作成することになった。予定は遅れたがチェアマンからメールで起案がジュネーブに届いた。急いで書かれた起案であることが明らかで、単純な誤記やら日付の間違いやら、申立人と被申立人を逆にする誤記などが散見された。また内容的にも理解できないところもあった。これらについて意見をチェアマンに伝えたくてデリーに集合した。予め伝えた点は既に訂正したということであった。3名で読み合わせをしながら確定できたところからFICCIの職員が最初のページに収入印紙のようなものが上半分に印刷されている特別の用紙を使ってタイプしてくれた。改めて見直すとまだかなりの誤植などがあるうえ、実質的な議論を始めると時間がなくなるというディレンマがあった。今から思うともう少し仲

裁判断書作成のために時間を取るべきであった。WTO で我々が報告書を作るときは事務局の調査官が徹底した検討をしてくれるので安心であったが、仲裁では全く仲裁人だけの仕事となるので責任が分散することもあり、気をつけないといけない。お陰で前述した報酬支払差止申立てはなかったが、後に当事者から多数の誤記を指摘され訂正しなければならない破目となったのは恥ずかしいことであった。これは FICCI の責任ではなく我々の責任である。言い訳になるが、FICCI の何かにつけていい加減な対応が我々にも気持ちの緩みを生じさせたのではないかと思う。また、当事者の対立状況からみて、内容の如何に拘らず、仲裁判断取消しの申立てがなされるのではないかと予想していたが、そのようなこともなくて済んだようである。当事者も疲れはてたということかも知れない。かくて、長年にわたった仲裁事件はやっと終結した。

この事件の紛争は 1990 年頃に起こっている。当時のインドは独立以来の社会主義的経済政策をとっており、外国からの投資や輸入にはかなりの制限があった。この事件でも、プロジェクトに対する政府の認可が遅れたとか、日本側が使用を指示した機械部品が輸入できないため仕様の若干異なる国産品を使わなければならなかったとかの事情が指摘され、数多のトラブル発生の原因となったようである。このような当時のインドの政策は 1992 年以来経済自由化の方向に転換されたから紛争のあり方も今日ではかなり改善されてきているのではないかと思われる。しかし、停電にみられるように旅行者としての表面的な観察でもインフラの遅れは顕著であり、単純な行き違いや思い込みが大きな問題に発展しうることは容易に想像できる。

7. その他のこと及び結語

事件に直接関係しないことでもいろいろな経験ができたし、見聞を広めることができた。インドの仲裁人の自宅兼事務所には何度がお邪魔して家族ぐるみの歓待を受けたし、同弁護士はデリー在住の重要な法曹関係者を招待して盛大なガーデンパーティを開いてくださった。これには事件の当事者や代理人も招かれた。また、これとは別に高位の裁判官の広大な公邸でのレセプションに招待される機会もあった。偶々開かれていた大規模な書籍フェアにも案内され、イギリスの法律書の新刊ものがインドでも同時に出版されて極めて安価で手に入ること、コーランの英訳はイスラム国では手に入らないがインドでは簡単に手に入ること、等々を知った。

一般に国際事件を扱う弁護士はかなりの収入があり豊かなエリート層を形成しているとの印象を受けた。イギリスに留学しイギリス以上にイギリス的伝統を守っているところもあるようである。私も理事として所属する国際商事仲裁推進のための国際組織 ICCA にはインド代表として Nariman 弁護士がおられ、ICCA の会長を勤められたこともある。この方は日本仲裁協会の招きで講演のため来日されたこともあるが、インド随一の実務家であるのみならず世界水

準の弁護士であることは衆目の一致するところである。私が WTO 上級委員会で席を共にしたインド出身の委員は元インド政府の高官（通産次官に相当）であり同僚全員が舌を巻く超絶的な記憶力の持ち主であった。インド人の優秀さはコンピューター・ソフトウェア産業の世界で広く認識されているが、イギリスの伝統に従って重要性が認められている法律実務の世界への人材の吸収は明らかであるように思われる。豊かな経済力を背景として、国際的な学会に出席するインド人は弁護士がほとんどである。大学の教師は経済的に恵まれないため外国の学会には自力では出られないと聞く。何かバランスに問題を感じる場所である。

インドには 1971 年以来学会等のため数回訪れたことがあったが、仲裁事件を通じての体験はインドをより身近にしてくれたと思う。ジュネーブのテレビでインド政府が観光客誘致のためにしばしば流しているコマーシャルがあった。そのキャッチフレーズは「Incredible India!」であった。まさにインクレディブルである。ちなみに、マレーシアの同様のキャッチフレーズは「Malaysia, truly Asia!」であった。日本なら何というべきか、と考えながら聞いていたことを思い出す。インドは広大でかつ多重的な伝統文化を抱える国である。人の行動様式にも日本人からは予想を超えるものがありうる。中根千枝は有名な「タテ社会の人間関係」で、日本と対極にある社会構造をもつのがインドである、と論じている。インドとの取引においてはそのことを心得なければならない。日本人は欧米人とはかなり付き合ってきたところがあるが、インドとはなかなか同じようには行かないのではないかと。インドで成功した日本企業はあるがまだ数少ない。日本とインドとの直行の空便はヨーロッパ各地からインド各地への直行便の総数と格段の差がある。インド・ヨーロッパと言うだけあってインドとヨーロッパは文化的にも近い関係にあるのであろうか。或いは長年の植民地支配がそうさせたのであろうか。いずれにせよ、日本企業がインドで成功を収めるためには戦後に欧米市場で経験したのと同じような試行錯誤が求められるのではなかろうか。

注

- 1 Charles R. Ragan, *Arbitration in Japan: Caveat Foreign Drafter and Other Lessons*, 7 *Arbitration International* No. 2, 93 (1991).
- 2 外国弁護士による法律実務の取扱いに関する特別措置法（外弁法、1986年）5条の3および58条の2（ともに2003年追加）。
- 3 Peter Godwin, *Japanese Arbitration in the Wake of the 2004 Reforms: Time to Recognize the End of the Ragan Myth*, 21 *JCAA Newsletter* 1 (2008).
- 4 日本商事仲裁協会編・仲裁法規集所収。